

院内感染対策に関する指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染の発生を未然に防止すること、また、感染等が発生した際にはその原因を速やかに特定し、制圧、終息を図ることが医療の安全対策上及び医療サービスの向上を図るうえで重要と考える。院内感染から患者を守るだけでなく、従業員が職業暴露を受けないように最大の努力をすることが、医療法人祥仁会西諫早病院（以下「当院」という。）の責務である。このために、院内感染防止対策を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を制定する。

2. 院内感染防止対策のための組織体制の整備

当院における院内感染防止対策を推進するため、当院に院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運用及び構成員については、当院の「院内感染対策委員会設置要綱」で定める。

3. 院内感染防止対策に関する職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体策について全病院職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 院内感染防止対策に関する研修を当院の医療安全対策室が作成する年間計画に基づき年2回程度定期的に開催する。それ以外にも必要に応じて開催する。
- (3) 研修の開催結果及び参加実績を記録・保存する。

4. 院内感染発生時の対応

- (1) MRSA等の感染を防止するため、感染「感染情報レポート」を週1回程度作成し、職員への情報共有図るとともに院内感染対策委員会でも再確認して活用する。
- (2) 院内感染発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告するとともに、速やかに臨時の感染対策委員会を開催し、原因究明、改善策を講じ実践するために全職員への周知徹底を図る。
- (3) 新興感染症の発生時の適切な対応ならびに院内感染の予防・再発防止対策等の体制を確立し、蔓延防止措置を講じる。

5. 院内感染マニュアル

別紙、院内感染マニュアルを職員に広く周知し、感染防止に常に努める。また、感染対策委員会において必要に応じ、かつ定期的に見直しをする。

6. 患者への情報提供と説明

- ①本指針は、患者または家族が閲覧できるようにする。
- ②疾病の説明とともに感染防止の基本についても説明して、理解を得たうえで協力を求める。

7. その他の医療機関内における院内感染対策の推進

- ①書籍やインターネットによる情報収集。
- ②学会、講習会（感染管理講習会や演習など）、その他研修会等への参加。
- ③収集した情報等の共有により院内感染の発生及び蔓延の防止を図る。